

(議長)

日程第17、議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。組合組織団体の解散・脱退に伴い、組合のき、一部を変更するものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明いたします。ご審議の上議決方宜しく申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは説明申し上げます。議案の38頁が関係する分でございます。それから資料、資料の20です。23頁です。新旧対照表がございます。内容です。北海道市町村職員退職手当組合から上川中部消防組合、それから伊達壮瞥学校給食組合、この2つの組合が脱退することによる規約の変更をするものでございます。以上でございます。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、発議第1号 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第1号(発議第1号)について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり否決されました。

(議長)

日程第19、発議第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第2号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第20、発議第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりであります。説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

日程第21、発議第4号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第4号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第4号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第22。

(薄木議員)

同数だよ。同数だよ。

(議長)

同数、今言ったとおり賛成であります。

(議長)

日程第22ですね、発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。賛成。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第23、発議第6号 食の安全・安心の確立を求める意見書の提出(について)を議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第6号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第24、発議第7号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

(発議第7号について、原案のとおり決定することに) 賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第7号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第25、発議第8号 災害時多目的船の導入を求める意見書の提出を議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第8号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第8号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第26、発議第9号 微小粒子物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出を議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第9号については、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、発議第9号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第27、発議第10号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

発議第10号については、原案のとおり決(定)することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第10号については、原案のとおり決しました。

「室井議員」

議長、動議。

(議長)

はい、「室井議員」

「室井議員」

はい。今定例会である管理職、議場におられる管理職2名が定年退職されます。特に、松尾局長さんには大変世話になりました。もし、皆さんの議員の賛同を得れば、松尾局長にまた農林（水産）課長、福島課長さんもおられます。一言、退任のご挨拶をして頂ければと思います。合わせて、議長から、この公の場で2人に対して、やっぱり労いの言葉をきちっとお話しすべきじゃないかと思えますけど、皆さんにご意見を伺いたいと思えます。

（議長）

はい、私も、一言このここからちょっと下がってね。松尾事務局長さん、2年間ですね、大変あなたのお陰で、多少中断があったにせよ、本当に前向きなですね、ご指導を頂きまして、本当にありがとうございました。定年においても、町づくりのためにひとつお役に立っていただきたいなど宜しく願いを申しあげまして、2年間の本当にお世話になったことをお伝えし、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

それでは、松尾局長から一言お願い致します。

「松尾局長」

ここでいいのですか。

（議長）

そこで。

「松尾局長」

定例会の大変貴重な時間の中で、副議長のご配慮そして議長のお許しを頂きながら一言ご挨拶を申し上げます。

私は昭和47年に役場に入りました。当時は水堀保育園の開園の年、あるいは観光では追分ソーランラインの命名の年でもございました。

管理監督者としては、平成16年から10年間、務めさせていただきました。この間、町の執行機関の立場で税務、商工観光、選挙管理委員会等で6年間、それから広域行政組合で2度ほど、そして現在議会の職で2年間ほど務めさせていただきました。

普通地方公共団体あるいは特別地方公共団体、そして地方自治の二元性でありますこの議会の職員として広い分野で務めさせていただいたこと、本当に一事務職員として幸せに感じているところであります。この間、議員皆さまはじ

め町民のたくさんの方にご指導を賜りましたこと、この場を借りまして感謝を申し上げたいと思っております。

42年間でございましたので、色々な思い出がございます。その中で2つほどちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

今も地方自治法は毎年のように変わっております。私あの事務職員として仕事の大きく変わったな、仕事の仕方が変わったなと思っておりますのは、2000年、平成12年の地方分権一括法の施行でございました。機関委任事務の廃止、実施規定の見直し、そして議会定数、定数の見直し、そして何より権限の委譲、今も進んでございます。この中で、こういう時代にちょうど合いましたけどもいまだ未熟者でありますけども、町職員は色々なことが求められますけども、まずは法務の部分についての志を高く持っていかなきゃならないなど。また、組織としても法務に関する整備に対して、充実を図っていかなければならない時代なのかなというふうに今この場でも強く思っているところでございます。

もう1つは、檜山支庁の存続問題でございました。議会、それと町民、そして町とこの連携の中で取り組まれた運動は、私はまさに江差町民というより江差人の気骨を見たような気もしてございますし、また地方自治の原点であったのではなかろうかなと。こういう中にいさせてもらいまして、本当に幸せを感じております。

私はこの町で生まれまして、この町で育てていただきまして、そしてこの町で勤めることができました。多くの諸先輩がそうだったように、檜山の中心町の職員であるという大きな誇りを持った、誇りを持って務めてきたつもりでございます。この財産を大事にしてまいりたいと思っております。まだ半月ほど残されてございますけども、限られた半月、まだ半月でございます。一所懸命この町のために務めさせて頂きたいと思っております。長い間議員の皆さまには叱咤激励を頂きまして、本当にありがとうございました。挨拶に代えさせて頂きます。

(議長)

それではあの福島課長からも一言お願いします。

「福島農林水産課長」

あの私はあの松尾局長のようにうまく話すことが苦手なタイプでございます。今回の室井副議長の、にですね、あの議会の議場というこの場で定年退職にあたっての挨拶の機会を与えて頂いたことに対して、まずもって感謝を申し上げたいというふうに思います。

私はあの江差町に勤めさせて頂いて38年と8カ月になります。濱谷町長が

福祉保健課長だった後をうけて課長職になって12年が経ちました。その間、あの議員の皆さんには色々と指導なり励ましという言葉頂き、何とか定年の年をあと半月後に迎えることができそうです。本当にその33年間を振り返って今自分が何をしてきたのかなというのは、ふと思いと、本当に町民のためにどれだけのことをしてきたんだという反省ばかりでございます。

私は隣町の厚沢部で生まれて、高校は江差高校でしたけれども、家はあの江差町にもう既に建ててございまして、まだ江差に残ります。退職後、しばらくはゆっくりしたいなというふうに思ってますし、何かあったらまた皆さんのお役に立ちたいなというふうに思っておりました。38年間という長い期間でございましたけども、本当に議会の皆さんには御礼の、何度御礼を言っても足りないほどお世話になりました。長い間、本当に皆さまにはお世話になりました。本席をお借りして、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

(議長)

それでは暫時休憩して資料を配布いたしますので、お願いします。

(休憩)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(議長)

おはかりします。

お手元に配布のとおり、発議第11号、森林活性化対策に関する事務調査についてが提出されております。

(議長)

これを日程追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、発議第11号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

(議長)

追加日程第1 発議第11号 森林活性化対策に関する事務調査についてを議題といたします。

(議長)

ただいま、議題となりました発議第11号については、会議規則・第39条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

おはかりします。

お手元に配布のとおり、発議第12号、文化財保存・活用に関する事務調査が提出されております。

(議長)

これを日程追加、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、発議第12号について日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

(議長)

追加日程第2 発議第12号 文化財保存・活用に関する事務調査についてを議題といたします。

(議長)

おはかりします。

ただいま、議題となりました発議第12号については、会議規則・第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に、閉会中の継続調査とすることに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

以上で、今定例会の会議に付議された案件は、すべて議了いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

(議長)

平成26年第1回江差町(議会)定例会を閉会いたします。
皆さま大変ごろうさまでございます。ありがとうございます。

閉 会 15 : 33